

平成29年度第4回伊丹市行政不服審査会 会議録

1 日 時	平成29年12月25日(月)午後6時30分～8時30分
2 場 所	伊丹市立総合教育センター3階会議室
3 出席委員	阿部会長、石橋委員、角松委員
4 事務局	堀口総務部長、森田法務室長、平井法務管理課長、他職員1名
5 傍聴者	なし(伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8号に基づき非公開)
6 議事の概要	<p>(1) 平成29年度諮問第1号案件について</p> <p>諮問第1号案件(伊丹市長による審査請求人の平成28年2月18日を届出日とする住民異動届を受理せず、同人の平成29年1月23日を届出日とする住民異動届を受理して、住民異動届の届出日を平成29年1月23日とした処分に係る審査請求)について、前回の会議に引き続いて審議を行い、答申内容を決定した。なお、答申を行うに当たり、答申書の誤字、脱字等の軽微な修正については、会長に一任することとした。</p> <p>(本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。)</p> <p>(2) 平成29年度諮問第2号案件</p> <p>諮問第2号案件(平成29年度固定資産税・都市計画税の督促処分に係る審査請求)について、前回の会議に引き続いて審議を行い、答申内容を決定した。なお、答申を行うに当たり、答申書の誤字、脱字等の軽微な修正については、会長に一任することとした。</p> <p>(本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。)</p> <p>(3) 平成29年度諮問第3号案件</p> <p>審議に先立ち、伊丹市行政不服審査会運営要領第4条に基づき、除外に該当する委員の有無の確認が行われたが、該当する委員はいなかった。</p> <p>次に、事務局から平成29年度諮問第3号案件(道路台帳の閲覧を行わせなかった処分に対する審査請求)についての説明及び審査手続の経緯についての報告があった。本案件は、審査請求人より行政不服審査法第75条に基づく意見の陳述の申立てがなされていることから、</p>

	<p>まず意見の陳述の可否を審議した。その結果、意見陳述を認めるべきであるとの判断がなされ、その後、審査請求に関する審議が行われた。審議は次回へ継続することになった。</p> <p>(本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。)</p>
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭意見陳述の申立てがあった場合の手續に関し、会長がその必要があると認めるときは、会長一任とすることに決定した。 ・次回審査会は、平成30年1月22日午後3時以降から開催することとした。